

議案第13号

斑鳩町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例

【議案提出担当課：上下水道課】

斑鳩町水道事業が奈良県広域水道企業団へ事業統合するにあたり、関係する条例について廃止及び所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容

- (1) 斑鳩町水道事業の設置等に関する条例の廃止
- (2) 斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の廃止（付則第2項関係）
- (3) 斑鳩町水道事業給水条例の廃止（付則第2項関係）
- (4) 斑鳩町行政手続条例の一部改正（付則第3項関係）
水道事業廃止に伴い、地方公営企業法に関する規定を削る。
- (5) 斑鳩町個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正（付則第4項関係）
水道事業廃止に伴い、「水道事業管理者」を削る。
- (6) 斑鳩町公文書の開示に関する条例の一部改正（付則第5項関係）
水道事業廃止に伴い、「水道事業管理者」を削る。
- (7) 斑鳩町職員定数条例の一部改正（付則第6項関係）
水道事業廃止に伴い、公営企業に関する項目を削る。
- (8) 職員の定年等に関する条例の一部改正（付則第7項関係）
水道事業廃止に伴い、廃止する条例の引用箇所を削る。
- (9) 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（付則第8項関係）
水道事業廃止に伴い、公営企業に関する項目を削る。
- (10) 斑鳩町下水道条例の一部改正（付則第9項関係）
水道に係る引用条例を奈良県広域水道企業団の条例に改める。

2. 施行期日

令和7年4月1日から施行します。